

償却資産評価額の計算方法

評価額の求め方

取得価額、取得年月、耐用年数を基礎として、定率法により減価償却を行い、毎年1月1日現在の「評価額」を計算します。

評価額の計算方法	
初年度は資産の取得月を問わず、半年分の減価償却を行う（半年償却法）。	
・初年度	取得価額×減価残存率（ $1 - r / 2$ ） r：減価率
・2年目以降	前年度評価額×減価残存率（ $1 - r$ ）

【具体的な計算例】

取得価額＝10,000,000 円、取得年月＝平成 26 年 10 月、耐用年数＝17 年（減価率 $r=0.127$ ）の場合

課税年度	評価額の計算
平成 27 年度	10,000,000 円 × 0.936 = 9,360,000 円
平成 28 年度	9,360,000 円 × 0.873 = 8,171,280 円
平成 29 年度	8,171,280 円 × 0.873 = 7,133,527 円
⋮	
平成 48 年度	618,811 円 × 0.873 = 540,222 円
平成 49 年度	540,222 円 × 0.873 = 471,613 円 < 500,000 円 ※
平成 50 年度～	500,000 円

※求められた価額が取得価額の5%（この例では500,000円）を下回る場合、取得価額の5%相当額が評価額となります。

* 固定資産税額は、評価額に 1.4% を乗じた額です。

* 所有する事業用資産すべての評価額を合算して 150 万円未満の場合、固定資産税はかかりません。

● 主な資産の耐用年数及びその減価率（r）

太陽光発電設備（図 1～6）	17 年（ $r = 0.127$ ）
ネットフェンス（金属製）	10 年（ $r = 0.206$ ）
アスファルト舗装	10 年（ $r = 0.206$ ）
U字溝工事	15 年（ $r = 0.142$ ）
など	

* 電柱など電力会社への工事負担金は、償却資産となりません。

